

熊本市公報

第1489号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第51号）	2276
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第52号）	2288
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第53号）	2289
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第54号）	2290
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第55号）	2291
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第56号）	2293
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第57号）	2298

規則

○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第84号）	2309
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第85号）	2314
○熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則（第86号）	2317
○熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（第87号）	2318
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（第88号）	2319
○熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則等の一部を改正する規則（第89号）	2321

訓令

○熊本市職員証に関する訓令の一部を改正する訓令（第7号）	2323
------------------------------	------

消防局

○消防法による命令に係る公告（中央消防署公告第1号）	2324
----------------------------	------

条 例

条例第51号

令和6年11月29日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の102.5」を「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の68.75」を「6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」に、「100分の102.5」を「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の58.75」を「6月に支給する場合においては100分の58.75、12月に支給する場合においては100分の61.25」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の122.5」を「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合におい

ては100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に、「100分の58.75」を「6月に支給する場合には100分の58.75、12月に支給する場合には100分の61.25」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,100	230,400	256,900	284,800	305,700	333,500	405,000	456,400
	2	184,300	231,700	258,300	286,800	307,200	335,400	407,400	459,400
	3	185,500	233,000	259,800	288,900	308,800	337,100	409,800	462,400
	4	186,700	234,300	261,300	290,600	310,300	338,900	412,200	465,400
	5	187,900	235,600	263,000	292,400	311,900	340,600	414,600	468,400
	6	189,700	237,100	264,400	294,300	313,300	342,500	416,800	471,400
	7	191,400	238,600	265,900	296,100	314,900	344,100	419,200	474,400
	8	193,100	240,100	267,400	297,600	316,700	345,800	421,600	477,400
	9	194,900	241,800	269,100	299,100	318,300	347,700	423,900	480,400
	10	196,400	243,200	270,500	300,600	320,000	349,200	425,900	483,400
	11	197,900	244,600	271,700	302,200	321,800	350,800	427,900	486,400
	12	199,400	246,000	273,100	303,700	323,400	352,200	429,700	489,400
	13	201,100	247,400	274,200	305,100	325,000	353,900	431,700	492,400
	14	202,600	248,600	275,600	306,400	326,800	355,600	433,700	494,800
	15	204,000	249,800	276,900	307,900	328,500	357,200	435,600	497,200
	16	205,300	251,000	278,400	309,700	330,300	358,800	437,500	499,600
	17	207,000	252,200	279,700	311,100	331,900	360,700	439,400	501,900
	18	209,200	253,400	281,300	312,800	333,800	362,300	441,200	503,400
	19	211,400	254,500	282,800	314,300	335,700	363,800	443,000	504,900
	20	213,200	255,700	284,100	315,900	337,500	365,300	444,800	506,400
	21	215,200	256,900	285,400	317,500	339,400	366,500	446,600	507,900
	22	216,700	257,900	286,700	319,200	340,900	368,000	448,100	509,400
	23	218,200	258,900	287,900	321,000	342,500	369,400	449,600	510,900
	24	219,700	260,000	289,200	322,700	343,900	370,800	451,100	512,400
	25	221,200	261,600	290,200	324,400	345,900	372,500	452,600	513,900
	26	223,000	262,500	291,400	325,800	347,700	374,000	454,100	515,100
	27	224,700	263,600	292,800	327,200	349,400	375,400	455,600	516,300
	28	226,500	264,700	294,100	328,800	351,100	376,700	457,100	517,500
	29	228,300	265,700	295,400	330,300	352,500	378,200	458,600	518,700
	30	228,800	266,900	296,500	332,000	353,900	379,700	459,400	519,700
	31	229,300	268,100	297,500	333,600	355,300	381,100	460,100	520,700
	32	229,800	269,300	298,800	335,100	356,800	382,600	460,900	521,700
	33	230,300	270,200	300,300	337,100	358,400	384,000	461,700	522,700
	34	231,100	271,400	301,500	339,000	360,200	385,200	462,400	523,500
	35	231,900	272,600	302,600	340,800	361,900	386,300	463,100	524,300
	36	232,800	273,600	303,700	342,300	363,700	387,300	463,900	525,100
	37	233,700	274,700	304,700	343,900	365,500	388,500	464,700	525,900
	38	234,900	275,500	305,700	345,600	366,700	389,700	465,200	526,400
	39	236,200	276,300	306,500	347,200	367,700	390,900	465,700	526,900
	40	237,300	277,000	307,400	348,800	368,900	392,000	466,200	527,400
	41	238,100	277,700	308,500	350,300	369,900	393,200	466,700	527,900
	42	238,900	278,100	309,500	351,700	371,100	394,200	467,200	
	43	239,600	278,700	310,600	353,200	372,200	395,100	467,700	
	44	240,300	279,200	311,800	354,600	373,400	396,100	468,200	
	45	241,000	279,800	313,000	356,000	374,600	397,100	468,700	
	46	241,500	280,300	314,100	357,500	375,600	398,100		
	47	242,000	280,700	315,300	358,900	376,600	399,100		
	48	242,500	281,200	316,200	360,300	377,500	400,100		
	49	243,300	281,700	317,600	361,700	378,400	401,100		
	50	243,800	282,300	318,900	362,700	379,400	402,100		
51	244,400	282,700	320,200	363,500	380,300	403,100			

52	244,900	283,200	321,400	364,500	381,100	404,100
53	245,400	283,600	322,500	365,500	381,900	405,100
54	245,700	284,100	323,400	366,500	382,600	406,000
55	246,100	284,400	324,200	367,500	383,300	407,000
56	246,400	284,800	325,100	368,400	384,000	408,000
57	247,200	285,100	326,100	369,400	384,800	408,900
58	247,500	285,400	327,200	370,200	385,600	409,700
59	247,900	285,700	328,300	371,000	386,400	410,500
60	248,200	286,000	329,400	371,700	387,200	411,200
61	248,500	286,300	330,600	372,500	388,000	411,900
62	248,800	286,600	331,400	373,300	388,700	412,700
63	249,200	286,900	332,100	374,100	389,500	413,600
64	249,600	287,200	332,900	374,900	390,200	414,500
65	250,000	287,500	333,600	375,700	391,000	415,400
66	250,500	287,800	334,400	376,500	391,800	416,400
67	251,000	288,100	335,100	377,300	392,600	417,400
68	251,300	288,400	335,800	378,000	393,300	418,400
69	251,600	288,700	336,600	378,800	394,100	419,400
70	252,100	289,000	337,400	379,500	394,900	420,400
71	252,700	289,300	338,200	380,200	395,700	421,400
72	253,000	289,600	338,900	381,000	396,500	422,300
73	253,300	289,900	339,700	381,800	397,200	423,300
74	253,700	290,200	340,200	382,300	397,700	424,100
75	254,100	290,500	340,700	382,800	398,200	424,900
76	254,600	290,800	341,200	383,300	398,700	425,700
77	255,000	291,100	341,700	383,800	399,200	426,500
78	255,300	291,500	342,200	384,300	399,700	427,300
79	255,600	291,900	342,700	384,800	400,200	428,100
80	256,000	292,300	343,100	385,300	400,600	428,900
81	256,300	292,700	343,600	385,800	401,100	429,700
82	256,600	293,100	344,100	386,300	401,600	430,200
83	256,900	293,500	344,600	386,800	402,100	430,700
84	257,200	293,900	345,100	387,300	402,600	431,200
85	257,500	294,300	345,600	387,800	403,100	431,700
86	257,800	294,700	346,100	388,300	403,600	
87	258,100	295,100	346,500	388,800	404,100	
88	258,400	295,500	347,000	389,300	404,600	
89	258,700	295,900	347,500	389,800	405,100	
90	259,000	296,300	348,000	390,300	405,600	
91	259,500	296,700	348,400	390,800	406,100	
92	259,900	297,100	348,900	391,300	406,600	
93	260,400	297,500	349,400	391,800	407,100	
94		298,000	349,900			
95		298,500	350,300			
96		299,000	350,800			
97		299,400	351,300			
98		299,900	351,800			
99		300,400	352,300			
100		300,900	352,800			
101		301,400	353,300			
102		301,900	353,800			
103		302,300	354,300			
104		302,800	354,800			
105		303,200	355,300			
106		303,700	355,800			
107		304,100	356,300			
108		304,600	356,800			
109		305,100	357,300			

	110		305,600	357,800					
	111		306,100	358,300					
	112		306,600	358,800					
	113		307,100	359,300					
	114		307,600						
	115		308,100						
	116		308,600						
	117		309,100						
	118		309,600						
	119		310,100						
	120		310,600						
	121		311,100						
	122		311,600						
	123		312,100						
	124		312,600						
	125		313,100						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,600	218,100	261,900	281,700	296,600	324,000	387,900	440,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

消防職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,100	230,400	256,900	284,800	305,700	333,500	405,000	456,400
	2	184,300	231,700	258,300	286,800	307,200	335,400	407,400	459,400
	3	185,500	233,000	259,800	288,900	308,800	337,100	409,800	462,400
	4	186,700	234,300	261,300	290,600	310,300	338,900	412,200	465,400
	5	187,900	235,600	263,000	292,400	311,900	340,600	414,600	468,400
	6	189,700	237,100	264,400	294,300	313,300	342,500	416,800	471,400
	7	191,400	238,600	265,900	296,100	314,900	344,100	419,200	474,400
	8	193,100	240,100	267,400	297,600	316,700	345,800	421,600	477,400
	9	194,900	241,800	269,100	299,100	318,300	347,700	423,900	480,400
	10	196,400	243,200	270,500	300,600	320,000	349,200	425,900	483,400
	11	197,900	244,600	271,700	302,200	321,800	350,800	427,900	486,400
	12	199,400	246,000	273,100	303,700	323,400	352,200	429,700	489,400
	13	201,100	247,400	274,200	305,100	325,000	353,900	431,700	492,400
	14	202,600	248,600	275,600	306,400	326,800	355,600	433,700	494,800
	15	204,000	249,800	276,900	307,900	328,500	357,200	435,600	497,200
	16	205,300	251,000	278,400	309,700	330,300	358,800	437,500	499,600
	17	207,000	252,200	279,700	311,100	331,900	360,700	439,400	501,900
	18	209,200	253,400	281,300	312,800	333,800	362,300	441,200	503,400
	19	211,400	254,500	282,800	314,300	335,700	363,800	443,000	504,900
	20	213,200	255,700	284,100	315,900	337,500	365,300	444,800	506,400
	21	215,200	256,900	285,400	317,500	339,400	366,500	446,600	507,900
	22	216,700	257,900	286,700	319,200	340,900	368,000	448,100	509,400
	23	218,200	258,900	287,900	321,000	342,500	369,400	449,600	510,900
	24	219,700	260,000	289,200	322,700	343,900	370,800	451,100	512,400
	25	221,200	261,600	290,200	324,400	345,900	372,500	452,600	513,900
	26	223,000	262,500	291,400	325,800	347,700	374,000	454,100	515,100
	27	224,700	263,600	292,800	327,200	349,400	375,400	455,600	516,300
	28	226,500	264,700	294,100	328,800	351,100	376,700	457,100	517,500
	29	228,300	265,700	295,400	330,300	352,500	378,200	458,600	518,700
	30	228,800	266,900	296,500	332,000	353,900	379,700	459,400	519,700
	31	229,300	268,100	297,500	333,600	355,300	381,100	460,100	520,700
	32	229,800	269,300	298,800	335,100	356,800	382,600	460,900	521,700
	33	230,300	270,200	300,300	337,100	358,400	384,000	461,700	522,700
	34	231,100	271,400	301,500	339,000	360,200	385,200	462,400	523,500
	35	231,900	272,600	302,600	340,800	361,900	386,300	463,100	524,300
	36	232,800	273,600	303,700	342,300	363,700	387,300	463,900	525,100
	37	233,700	274,700	304,700	343,900	365,500	388,500	464,700	525,900
	38	234,900	275,500	305,700	345,600	366,700	389,700	465,200	526,400
	39	236,200	276,300	306,500	347,200	367,700	390,900	465,700	526,900
	40	237,300	277,000	307,400	348,800	368,900	392,000	466,200	527,400
	41	238,100	277,700	308,500	350,300	369,900	393,200	466,700	527,900
	42	238,900	278,100	309,500	351,700	371,100	394,200	467,200	
	43	239,600	278,700	310,600	353,200	372,200	395,100	467,700	
	44	240,300	279,200	311,800	354,600	373,400	396,100	468,200	
	45	241,000	279,800	313,000	356,000	374,600	397,100	468,700	
	46	241,500	280,300	314,100	357,500	375,600	398,100		
	47	242,000	280,700	315,300	358,900	376,600	399,100		
	48	242,500	281,200	316,200	360,300	377,500	400,100		
	49	243,300	281,700	317,600	361,700	378,400	401,100		
	50	243,800	282,300	318,900	362,700	379,400	402,100		
51	244,400	282,700	320,200	363,500	380,300	403,100			

52	244,900	283,200	321,400	364,500	381,100	404,100
53	245,400	283,600	322,500	365,500	381,900	405,100
54	245,700	284,100	323,400	366,500	382,600	406,000
55	246,100	284,400	324,200	367,500	383,300	407,000
56	246,400	284,800	325,100	368,400	384,000	408,000
57	247,200	285,100	326,100	369,400	384,800	408,900
58	247,500	285,400	327,200	370,200	385,600	409,700
59	247,900	285,700	328,300	371,000	386,400	410,500
60	248,200	286,000	329,400	371,700	387,200	411,200
61	248,500	286,300	330,600	372,500	388,000	411,900
62	248,800	286,600	331,400	373,300	388,700	412,700
63	249,200	286,900	332,100	374,100	389,500	413,600
64	249,600	287,200	332,900	374,900	390,200	414,500
65	250,000	287,500	333,600	375,700	391,000	415,400
66	250,500	287,800	334,400	376,500	391,800	416,400
67	251,000	288,100	335,100	377,300	392,600	417,400
68	251,300	288,400	335,800	378,000	393,300	418,400
69	251,600	288,700	336,600	378,800	394,100	419,400
70	252,100	289,000	337,400	379,500	394,900	420,400
71	252,700	289,300	338,200	380,200	395,700	421,400
72	253,000	289,600	338,900	381,000	396,500	422,300
73	253,300	289,900	339,700	381,800	397,200	423,300
74	253,700	290,200	340,200	382,300	397,700	424,100
75	254,100	290,500	340,700	382,800	398,200	424,900
76	254,600	290,800	341,200	383,300	398,700	425,700
77	255,000	291,100	341,700	383,800	399,200	426,500
78	255,300	291,500	342,200	384,300	399,700	427,300
79	255,600	291,900	342,700	384,800	400,200	428,100
80	256,000	292,300	343,100	385,300	400,600	428,900
81	256,300	292,700	343,600	385,800	401,100	429,700
82	256,600	293,100	344,100	386,300	401,600	430,200
83	256,900	293,500	344,600	386,800	402,100	430,700
84	257,200	293,900	345,100	387,300	402,600	431,200
85	257,500	294,300	345,600	387,800	403,100	431,700
86	257,800	294,700	346,100	388,300	403,600	
87	258,100	295,100	346,500	388,800	404,100	
88	258,400	295,500	347,000	389,300	404,600	
89	258,700	295,900	347,500	389,800	405,100	
90	259,000	296,300	348,000	390,300	405,600	
91	259,500	296,700	348,400	390,800	406,100	
92	259,900	297,100	348,900	391,300	406,600	
93	260,400	297,500	349,400	391,800	407,100	
94		298,000	349,900			
95		298,500	350,300			
96		299,000	350,800			
97		299,400	351,300			
98		299,900	351,800			
99		300,400	352,300			
100		300,900	352,800			
101		301,400	353,300			
102		301,900	353,800			
103		302,300	354,300			
104		302,800	354,800			
105		303,200	355,300			
106		303,700	355,800			
107		304,100	356,300			
108		304,600	356,800			
109		305,100	357,300			

	110		305,600	357,800					
	111		306,100	358,300					
	112		306,600	358,800					
	113		307,100	359,300					
	114		307,600						
	115		308,100						
	116		308,600						
	117		309,100						
	118		309,600						
	119		310,100						
	120		310,600						
	121		311,100						
	122		311,600						
	123		312,100						
	124		312,600						
	125		313,100						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,600	218,100	261,900	281,700	296,600	324,000	387,900	440,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	
51	400,400	462,400	514,300	567,000		

52	400,900	464,000	515,600	567,900	
53	401,400	465,600	516,600	568,700	
54	401,800	466,800	517,900	569,600	
55	402,200	468,000	519,200	570,500	
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用する。

第2条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に、「6月に支給する場合には100分の58.75、12月に支給する場合には100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に、「6月に支給する場合には100分の58.75、12月に支給する場合には100分の61.25」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第30条及び第31条の改正規定 令和6年12月1日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項にお

いて「改正後の条例」という。)別表第2から別表第4までの規定は、令和6年4月1日(同項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第52号

令和6年11月29日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の170」を「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」に改める。

第2条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

条例第53号

令和6年11月29日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の170」を「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

条例第54号

令和6年11月29日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の170」を「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」に改める。

第2条 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の170、12月に支給する場合は100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

条例第55号

令和6年11月29日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第11条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する
場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100
分の127.5」に、「100分の170」を「6月に支給する場合においては
100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

別表第1中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を
「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、
「539,000」を「555,000」に、「615,000」を
「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、
「839,000」を「864,000」に改める。

第2条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第9条第2項及び第11条第2項中「6月に支給する場合においては100分の
122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100
分の125」に、「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支
給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項及び第11条第2項の改正規定 令和6年12月1日
 - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和6年4月1日(同項において「適用日」という。)から適用する。
- (給与の内払)
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第56号

令和6年11月29日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」に改める。

第7条の2第3項中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表		医療職員給料表
職務の級	1級	2級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,100	230,400	291,400
2	184,300	231,700	293,700
3	185,500	233,000	296,000
4	186,700	234,300	298,200
5	187,900	235,600	300,300
6	189,700	237,100	303,800
7	191,400	238,600	307,300
8	193,100	240,100	310,700
9	194,900	241,800	314,100
10	196,400	243,200	317,600
11	197,900	244,600	321,000
12	199,400	246,000	324,400
13	201,100	247,400	327,800
14	202,600	248,600	331,300
15	204,000	249,800	334,700
16	205,300	251,000	338,100
17	207,000	252,200	341,500
18	209,200	253,400	344,600
19	211,400	254,500	347,700
20	213,200	255,700	350,800
21	215,200	256,900	354,000
22	216,700	257,900	357,100
23	218,200	258,900	360,200
24	219,700	260,000	363,200
25	221,200	261,600	366,200
26	223,000	262,500	368,500
27	224,700	263,600	370,800
28	226,500	264,700	373,000
29	228,300	265,700	374,900
30	228,800	266,900	376,600
31	229,300	268,100	378,300
32	229,800	269,300	380,100
33	230,300	270,200	381,900
34	231,100	271,400	383,700
35	231,900	272,600	385,300
36	232,800	273,600	386,700
37	233,700	274,700	388,100
38	234,900	275,500	389,600
39	236,200	276,300	391,100
40	237,300	277,000	392,600
41	238,100	277,700	394,100
42	238,900	278,100	394,800
43	239,600	278,700	395,400
44	240,300	279,200	396,100
45	241,000	279,800	397,000
46	241,500	280,300	397,600
47	242,000	280,700	398,200
48	242,500	281,200	398,800
49	243,300	281,700	399,400
50	243,800	282,300	399,900

51	244,400	282,700	400,400
52	244,900	283,200	400,900
53	245,400	283,600	401,400
54	245,700	284,100	401,800
55	246,100	284,400	402,200
56	246,400	284,800	402,600
57	247,200	285,100	403,000
58	247,500	285,400	403,400
59	247,900	285,700	403,800
60	248,200	286,000	404,200
61	248,500	286,300	404,600
62	248,800	286,600	405,000
63	249,200	286,900	405,400
64	249,600	287,200	405,800
65	250,000	287,500	406,100
66	250,500	287,800	
67	251,000	288,100	
68	251,300	288,400	
69	251,600	288,700	
70	252,100	289,000	
71	252,700	289,300	
72	253,000	289,600	
73	253,300	289,900	
74	253,700	290,200	
75	254,100	290,500	
76	254,600	290,800	
77	255,000	291,100	
78	255,300	291,500	
79	255,600	291,900	
80	256,000	292,300	
81	256,300	292,700	
82	256,600	293,100	
83	256,900	293,500	
84	257,200	293,900	
85	257,500	294,300	
86	257,800	294,700	
87	258,100	295,100	
88	258,400	295,500	
89	258,700	295,900	
90	259,000	296,300	
91	259,500	296,700	
92	259,900	297,100	
93	260,400	297,500	
94		298,000	
95		298,500	
96		299,000	
97		299,400	
98		299,900	
99		300,400	
100		300,900	
101		301,400	
102		301,900	
103		302,300	
104		302,800	
105		303,200	
106		303,700	
107		304,100	

108		304,600
109		305,100
110		305,600
111		306,100
112		306,600
113		307,100
114		307,600
115		308,100
116		308,600
117		309,100
118		309,600
119		310,100
120		310,600
121		311,100
122		311,600
123		312,100
124		312,600
125		313,100

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第7条の2第3項中「、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、第1条の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条又は第17条の規定により令和6年12月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の条例別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この条例の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第57号

令和6年11月29日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の68.75」を「6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」に改める。

第8条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条第2項第1号関係）

教育職員給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	362,300	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	363,700	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	365,100	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	366,500	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	367,900	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	369,200	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	370,500	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	371,800	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	373,000	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	374,500	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	376,000	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	377,400	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	378,700	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	380,200	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	381,700	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	383,100	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	384,500	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	386,000	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	387,400	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	388,800	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	390,200	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	391,700	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	393,200	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	394,600	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	395,900	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	397,400	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	398,900	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	400,400	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	401,800	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	403,300	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	404,800	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	406,300	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	407,700	477,100
34	257,700	302,900	354,500	409,300	477,800	

35	259,000	304,600	356,100	410,900	478,500
36	260,300	306,200	357,600	412,400	479,200
37	261,700	307,800	359,100	413,600	479,800
38	263,100	309,500	360,700	415,000	
39	264,400	311,300	362,300	416,400	
40	265,700	313,000	363,800	417,700	
41	267,000	314,300	365,300	419,300	
42	268,000	316,200	366,900	420,700	
43	269,000	318,000	368,500	422,000	
44	269,900	319,700	370,000	423,400	
45	270,600	321,400	371,500	424,800	
46	271,400	323,300	373,100	426,100	
47	272,200	325,000	374,700	427,600	
48	273,000	326,700	376,200	429,100	
49	273,800	328,400	377,700	430,700	
50	274,600	330,200	379,200	432,100	
51	275,300	332,000	380,700	433,700	
52	276,100	333,700	382,100	435,200	
53	276,900	335,400	383,500	436,900	
54	277,700	336,700	385,000	438,400	
55	278,500	338,000	386,400	440,000	
56	279,300	339,300	387,800	441,600	
57	280,000	340,800	389,300	443,100	
58	280,600	342,400	390,900	444,600	
59	281,400	343,900	392,500	445,800	
60	282,300	345,500	393,900	447,000	
61	283,100	347,000	395,100	448,200	
62	283,700	348,600	396,500	449,500	
63	284,500	350,200	397,900	450,700	
64	285,200	351,700	399,200	451,900	
65	286,200	353,200	400,400	453,000	
66	287,000	354,800	401,600	454,200	
67	287,800	356,400	402,900	455,400	
68	288,500	357,900	404,200	456,600	
69	289,200	359,400	405,500	457,800	
70	290,000	361,000	406,800	459,000	
71	290,800	362,600	408,200	460,200	
72	291,500	364,100	409,400	461,400	
73	292,200	365,600	410,600	462,500	
74	292,900	367,200	412,000	463,100	
75	293,600	368,800	413,400	463,600	

76	294,200	370,300	414,700	464,100
77	294,800	371,800	415,900	464,600
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400	441,100	
111	319,400	410,200	441,400	
112	319,900	411,000	441,600	
113	320,400	411,600	441,800	
114	320,800	412,300	442,100	
115	321,300	413,000	442,400	
116	321,700	413,700	442,600	

	117	322,200	414,300	442,800		
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	344,300	421,900

備考 この表は、第2条第4号から第6号までに掲げる者に適用する。

別表第3（第4条第2項第2号関係）

教育職員給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	331,400	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	333,500	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	335,600	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	337,700	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	339,700	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	341,800	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	343,900	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	346,000	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	348,000	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	350,100	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	352,200	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	354,200	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	356,200	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	357,700	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	359,200	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	360,700	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	362,100	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	363,500	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	364,900	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	366,300	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	367,700	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	369,000	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	370,300	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	371,600	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	372,800	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	374,100	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	375,300	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	376,500	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	377,700	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	378,900	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	380,100	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	381,200	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	382,300	453,300
34	257,500	280,300	354,300	383,500	453,800	

	35	258,700	282,500	355,700	384,700	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	385,800	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	386,900	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	388,100	
	39	263,500	290,400	361,100	389,300	
	40	264,700	292,200	362,400	390,400	
	41	265,900	294,000	363,700	391,500	
	42	267,000	295,900	365,100	392,700	
	43	268,100	297,700	366,400	393,900	
	44	269,200	299,400	367,700	395,000	
	45	270,200	301,100	369,000	396,100	
	46	271,000	302,900	370,200	397,300	
	47	271,800	304,600	371,400	398,500	
	48	272,600	306,200	372,600	399,700	
	49	273,300	307,800	373,800	400,900	
	50	274,100	309,500	375,000	402,200	
	51	274,800	311,300	376,200	403,400	
	52	275,500	313,000	377,400	404,600	
	53	276,300	314,300	378,500	405,800	
	54	277,100	316,200	379,700	407,100	
	55	277,900	318,000	380,900	408,100	
	56	278,600	319,700	382,100	409,200	
	57	279,300	321,400	383,200	410,400	
	58	280,100	323,300	384,500	411,600	
	59	280,900	325,000	385,800	412,800	
	60	281,600	326,700	387,000	414,000	
	61	282,200	328,400	387,900	415,100	
	62	282,900	330,200	389,100	416,100	
	63	283,600	332,000	390,100	417,400	
	64	284,200	333,700	391,200	418,600	
	65	284,900	335,400	392,000	419,800	
	66	285,600	336,700	393,100	420,900	
	67	286,300	338,000	394,100	422,000	
	68	287,000	339,300	395,100	423,100	
	69	287,700	340,800	396,200	424,100	
	70	288,500	342,300	397,200	425,300	
	71	289,200	343,800	398,300	426,500	
	72	289,900	345,300	399,400	427,700	
	73	290,400	346,700	400,400	428,300	
	74	291,100	348,200	401,500	429,100	
	75	291,800	349,700	402,600	429,800	

76	292,400	351,200	403,600	430,300
77	293,000	352,600	404,500	430,600
78	293,700	354,100	405,400	430,900
79	294,300	355,600	406,400	431,300
80	294,900	357,100	407,400	431,700
81	295,500	358,500	408,200	432,000
82	296,100	359,800	409,000	432,400
83	296,700	361,100	409,700	432,700
84	297,300	362,300	410,500	433,000
85	297,800	363,500	411,200	433,300
86	298,300	364,700	411,800	433,700
87	298,800	365,900	412,500	434,000
88	299,300	367,000	413,200	434,300
89	299,700	368,100	413,800	434,600
90	300,300	369,200	414,500	434,900
91	300,800	370,300	415,000	435,200
92	301,300	371,400	415,600	435,400
93	301,600	372,500	416,000	435,600
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	

	117	309,500	394,500	422,200	
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	337,500	411,900

備考 この表は、第2条第1号から第3号までに掲げる者に適用する。

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第8条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第7条及び第8条の改正規定 令和6年12月1日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は、令和6年4月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

規 則 第 84 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

業務職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	169,200	225,100	242,100	277,200	306,600
	2	170,300	226,000	243,200	278,500	308,400
	3	171,200	226,800	244,100	280,000	310,300
	4	172,200	227,800	245,000	281,200	312,100
	5	173,300	228,900	245,800	282,300	313,300
	6	174,400	229,600	246,900	283,400	314,400
	7	175,500	230,400	247,900	284,300	315,700
	8	176,500	231,300	248,900	285,400	316,900
	9	177,500	232,000	250,000	286,400	317,900
	10	178,600	232,900	251,000	287,400	319,200
	11	179,800	233,500	251,900	288,100	320,500
	12	180,800	234,300	252,900	288,800	321,600
	13	182,000	234,900	254,200	289,400	322,900
	14	183,200	235,500	255,200	290,200	324,000
15	184,400	236,200	256,100	291,100	325,200	

16	185,700	236,900	256,800	291,900	326,400
17	186,900	237,800	258,000	292,600	327,600
18	188,400	238,500	259,000	293,000	328,600
19	190,100	239,300	259,700	293,500	329,600
20	191,800	240,000	260,400	294,100	330,500
21	193,600	240,600	261,500	294,500	332,000
22	195,300	241,000	261,800	295,000	333,100
23	196,900	241,500	262,200	295,400	334,200
24	198,500	242,100	263,000	296,000	335,200
25	200,200	242,700	263,700	296,600	336,500
26	201,700	243,200	264,400	297,100	337,400
27	203,200	243,800	264,900	297,500	338,400
28	204,700	244,400	265,700	297,800	339,300
29	206,200	245,100	266,900	298,100	340,000
30	207,800	245,400	267,700	298,400	341,000
31	209,200	245,900	268,300	298,800	341,900
32	210,600	246,500	269,200	299,200	342,900
33	212,200	247,200	270,100	299,900	344,000
34	213,300	247,700	271,000	300,500	345,100
35	214,400	248,000	271,800	301,100	346,200
36	215,500	248,200	272,700	301,500	347,200
37	216,600	249,000	273,500	302,400	348,200
38	217,700	249,400	274,500	303,000	349,100
39	218,600	249,700	275,400	303,600	350,100
40	219,500	250,000	276,300	304,200	351,000
41	220,500	250,500	277,200	305,100	351,900
42	221,500	250,900	277,900	305,800	352,800
43	222,600	251,300	278,800	306,300	353,700
44	223,600	251,700	279,300	307,100	354,600
45	224,500	252,100	280,300	308,000	355,600
46	225,200	252,500	281,000	308,700	356,600
47	225,800	253,000	281,600	309,400	357,600
48	226,400	253,600	282,400	310,000	358,500
49	227,100	254,000	283,000	310,800	359,500
50	227,900	254,300	283,600	311,800	360,500
51	228,700	254,600	284,100	312,700	361,500
52	229,400	254,900	284,900	313,500	362,500
53	230,200	255,200	285,700	314,300	363,500
54	230,800	255,500	286,500	314,700	364,500
55	231,600	256,100	287,000	315,200	365,500
56	232,200	256,700	287,500	315,700	366,500

57	232,900	257,100	288,100	316,100	367,500
58	233,500	257,500	288,600	316,600	368,500
59	233,900	257,900	289,000	317,000	369,500
60	234,400	258,300	289,500	317,400	370,400
61	234,700	258,700	290,000	317,900	371,400
62	235,000	259,000	290,500	318,400	372,300
63	235,300	259,300	291,300	318,900	373,300
64	235,600	259,600	291,800	319,300	374,300
65	236,100	259,900	292,600	319,800	375,300
66	236,400	260,200	293,200	320,300	375,700
67	236,700	260,500	293,800	320,800	376,200
68	237,000	260,800	294,400	321,300	376,700
69	237,400	261,100	295,100	321,800	377,200
70	237,900	261,400	295,500	322,300	
71	238,500	261,700	295,900	322,800	
72	239,100	262,000	296,300	323,300	
73	239,600	262,300	296,700	323,800	
74	240,100	262,600	297,000	324,300	
75	240,600	262,900	297,300	324,800	
76	240,900	263,200	297,600	325,300	
77	241,300	263,500	297,900	325,800	
78	241,700	263,800	298,300	326,300	
79	242,000	264,100	298,700	326,700	
80	242,300	264,400	299,200	327,200	
81	242,600	264,700	299,500	327,700	
82	243,200	265,000	300,000	328,200	
83	243,700	265,300	300,400	328,700	
84	244,000	265,600	300,900	329,100	
85	244,300	265,900	301,200	329,600	
86	244,700	266,200	301,600	330,000	
87	245,100	266,500	302,000	330,500	
88	245,400	266,800	302,400	331,000	
89	245,700	267,100	302,800	331,500	
90	246,000	267,400	303,300	332,000	
91	246,300	267,700	303,800	332,500	
92	246,600	268,000	304,200	333,000	
93	247,000	268,300	304,700	333,500	
94	247,400	268,600	305,200	334,000	
95	247,800	268,900	305,700	334,500	
96	248,200	269,200	306,200	335,000	
97	248,600	269,500	306,700	335,500	

98	249,000	269,900	307,200	336,000
99	249,300	270,300	307,700	336,500
100	249,700	270,700	308,200	337,000
101	250,000	271,100	308,700	337,500
102	250,300	271,500	309,200	
103	250,700	271,900	309,700	
104	251,100	272,300	310,200	
105	251,400	272,700	310,700	
106	251,700	273,100	311,200	
107	252,200	273,500	311,600	
108	252,500	273,900	312,100	
109	253,000	274,300	312,600	
110	253,400	274,800	313,100	
111	253,700	275,300	313,600	
112	254,000	275,800	314,100	
113	254,500	276,300	314,600	
114	254,800	276,800	315,100	
115	255,100	277,300	315,600	
116	255,400	277,800	316,100	
117	255,700	278,300	316,600	
118	256,100	278,800	317,100	
119	256,500	279,300	317,600	
120	256,800	279,700	318,100	
121	257,100	280,200	318,600	
122		280,700	319,100	
123		281,200	319,600	
124		281,700	320,100	
125		282,200	320,600	
126		282,700	321,100	
127		283,200	321,600	
128		283,700	322,100	
129		284,200	322,600	
130		284,700	323,100	
131		285,200	323,600	
132		285,700	324,100	
133		286,200	324,600	
134		286,700		
135		287,200		
136		287,700		
137		288,200		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	203,700	212,600	234,200	255,300	287,200

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の熊本市業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

規則第85号

令和6年11月29日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

会計年度任用業務職員給料表

号給	給料月額
	円
1	169,200
2	170,300
3	171,200
4	172,200
5	173,300
6	174,400
7	175,500
8	176,500
9	177,500
10	178,600
11	179,800
12	180,800

13	182,000
14	183,200
15	184,400
16	185,700
17	186,900
18	188,400
19	190,100
20	191,800
21	193,600
22	195,300
23	196,900
24	198,500
25	200,200
26	201,700
27	203,200
28	204,700
29	206,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に本市の会計年度任用職員である業務職員として在職する者であって、この規則による改正後の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定によりその例によることとされる熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第7条又は第17条の規定により令和6年12月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の規則別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この規則の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの規則による改正前の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

規則第86号

令和6年11月29日

熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則（令和3年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「健康保険被保険者証、」を削る。

第15条中「第21条第4項ただし書」を「第21条第4項後段」に改める。

第20条中「第21条第4項ただし書の」を「第21条第4項後段の規定による」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

規則第87号

令和6年11月29日

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和50年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条（見出しを含む。）中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第14条から第15条の2まで及び第16条中「に被保険者証を添えて」を「を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

規則第88号

令和6年11月29日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和48年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第5条第1項第1号中「による被保険者証、組合員証又は加入者証」を「に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「とき」の次に「（前項の規定による場合を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、第3条第2項の規定により受給資格者となろうとする保護者は、当該保護者に係る障害者ごとに認定を受けるものとする。

第6条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第11条ただし書中「請求」の次に「の場合その他市長が認める場合」を加える。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条第1項に規定する届出若しくは住民基本台帳法第24条の規定による届出があったとき又は同法第23条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく医療費受給資格喪失届又は医療費受給資格変更届の提出があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

2 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

規則第89号

令和6年11月29日

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則等の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則等の一部を改正する規則

(熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部改正)

第1条 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和57年規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改める。

第6条第3項第2号中「による被保険者証、組合員証又は加入者証」を「に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類」に改める。

(熊本市子ども医療費助成規則の一部改正)

第2条 熊本市子ども医療費助成規則(平成11年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「被保険者」の次に「、組合員、加入者」を加える。

第6条第1項中「国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者証又は組合員証の原本又は写し」を「助成対象者の国民健康保険法又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則の一部改正)

第3条 熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則(令和4年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認すること

ができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第3条第1項第4号中「による被保険者証又は」を「又は」に、「による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「健康保険証」という。）の写し」を「に規定する被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類」に改める。

第7条第1項中「氏名、住所、健康保険証の記載内容」を「医療券の記載内容（指定養育医療機関及び診療予定期間に係る部分を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

訓 令

訓 令 第 7 号

令和 6 年 1 2 月 9 日

熊本市職員証に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員証に関する訓令(平成17年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(携行義務等)

第4条 職員は、勤務時間中においては常に職員証を携行し、職員であることを明らかにする必要があるときは、これを提示しなければならない。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和6年12月16日から施行する。

消防局

中央消防署公告第1号

令和6年11月28日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項で準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

熊本市中央消防署長 西村 博考

1 防火対象物の所在地

熊本市中央区出水七丁目95番3号

2 防火対象物の名称

スターライトカフェ ウエディング

3 命令を受けた者

有限会社レストラン凱旋門 取締役 有川 理

4 命令事項

令和7年2月28日までに、2階及び3階に設置する避難器具は、次のいずれかに適合するものとする。

- (1) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの
- (2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの
- (3) 一動作で、容易かつ確実に使用できるもの

5 命令年月日

令和6年（2024年）11月28日

6 命令を行った者

熊本市中央消防署長 西村 博考